

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月22日発行

Vol.681

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

1/4 土

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

はしご乗り

相馬小高神社にて、県鳶土木工業連合会相双支部の主
催で「はしご乗り」が奉納されました。



 2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・はしご乗り ----- 2
- ・南相馬市消防団出初式 ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 11
- 双葉町 ----- 21

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- ・福島県復興公営住宅の内覧について
----- 22

1/4 土

はしご乗り

相馬小高神社にて、県鳶土木工業連合会相双支部の主催で「はしご乗り」が奉納されました。
はしご乗りは家内安全や無病息災などを願い毎年奉納されてきました。
集まった市民からは技が決まるたびに大きな歓声があがっていました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
02分～ 南相馬市長 1月 定例記者会見
12分～ 令和6年度 相農祭芸能発表会
39分～ 令和6年度 南相馬市戦没者追悼式
48分～ 元気モリモリ! もりあげ隊 エール体操
54分～ 市民税・県民税申告相談会
所得税確定申告作成会のお知らせ
59分～ 1月の休日当番医/リクエストアワー

番組内容 [1/17~1/24]



みゆーまくん

1/13 月祝

南相馬市消防団出初式

南相馬市民会館ゆめはっとにおいて、市消防団出初式が執り行われました。

式では、殉職消防団員に対する黙とうや関係者あいさつ、各種表彰などが行われました。

また、出初式の前には、各区団のパレードが実施され、沿道に集まった市民からは歓声があがっていました。





南相馬市からのお知らせ

Web口座振替受付サービス

1月14日HP更新

Web口座振替受付サービスでは、パソコンやスマートフォンなどから市税・料金などの口座振替の申し込みができます。

このサービスを利用することにより、金融機関などの窓口に出向くことなく、いつでもどこでも簡単に申し込みすることができます。

また従来の口座振替依頼書への記入や銀行届出印の押印も不要になります。

利用可能な金融機関

- 七十七銀行
- 東邦銀行
- 常陽銀行
- 福島銀行
- 大東銀行
- あぶくま信用金庫
- 相双五城信用組合
- 東北労働金庫
- ふくしま未来農業協同組合
- ゆうちょ銀行

注意 保育負担金(保育料)については、常陽銀行での口座振替はできません。

利用できる方

上記の金融機関に普通預金口座を開設しており、キャッシュカードをお持ちの個人の方に限ります。

法人や法人名義の口座での申し込みはできません。法人の場合は、金融機関の窓口で手続きをお願いします。

申し込みに必要なもの

- 口座振替を希望する金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの(通帳やキャッシュカードなど)
- 申し込みをする科目の納税(納入)通知書等の参照書類
対象科目により異なりますので、参照書類一覧をご覧ください。

▶ 参照書類一覧[PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/5/5830e47c-9c21-423a-85a5-230e5ada5345.pdf>



- 電子メールアドレス
登録完了メールを受信するため、メールアドレスの登録が必要です。

次ページへ続きます

申し込みの流れ

- ① 申し込みリンクから専用サイトにアクセス
- ② 氏名や住所などの基本情報と市税等の対象科目情報を入力
- ③ 口座情報を入力
注意 各金融機関のサイトに移ります。
- ④ 受付完了メールを受信
- ⑤ 申込み手続き完了

申し込み手続き

以下の口座振替を希望する科目の申し込みリンクを選択すると、市ホームページを経由して、受託業者のヤマトシステム開発株式会社が管理運営するWeb口座振替受付サービスサイトに移動しますので、案内に沿ってお申し込みください。

■ 市県民税・森林環境税(普通徴収)

▶ 市県民税・森林環境税(普通徴収) <申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0010

問 税務課管理係 TEL 0244-24-5220



■ 軽自動車税(種別割)

▶ 軽自動車税(種別割) <申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0030

問 税務課管理係 TEL 0244-24-5220



■ 固定資産税

▶ 固定資産税<申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0020

問 税務課管理係 TEL 0244-24-5220



次ページへ続きます

■ 国民健康保険税(普通徴収)

▶ 国民健康保険税(普通徴収) <申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0040



税務課管理係

TEL 0244-24-5220

■ 後期高齢者医療保険料(普通徴収)

▶ 後期高齢者医療保険料(普通徴収) <申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0050



市民課保険年金係

TEL 0244-24-5233

■ 介護保険料(普通徴収)

▶ 介護保険料(普通徴収) <申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0060



長寿福祉課介護保険係

TEL 0244-24-5334

■ 市営住宅等使用料

▶ 市営住宅等使用料<申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0110



建築住宅課住宅係

TEL 0244-24-5253

■ 市営住宅等駐車場使用料

▶ 市営住宅等駐車場使用料<申し込みリンク>

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0111



建築住宅課住宅係

TEL 0244-24-5253

次ページへ続きます

■ 育英資金返還金

▶ 育英資金返還金＜申し込みリンク＞

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0151



教育総務課総務係

TEL 0244-24-5282



■ 保育負担金(保育料)

▶ 保育負担金(保育料)＜申し込みリンク＞

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0070



こども育成課幼児育成係

TEL 0244-24-5242



■ 市営墓地管理料

▶ 市営墓地管理料＜申し込みリンク＞

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0090



環境政策課環境保全係

TEL 0244-24-5313



■ 水道料金・下水道使用料(原町区)

▶ 水道料金・下水道使用料(原町区)＜申し込みリンク＞

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0130



水道課総務係

TEL 0244-24-5271



■ 水道料金・下水道使用料(小高区)

▶ 水道料金・下水道使用料(小高区)＜申し込みリンク＞

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0131



水道課総務係

TEL 0244-24-5271



次ページへ続きます

■ 下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担金

▶ 下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担金＜申し込みリンク＞

https://koukin-koufuri.jp/minamisoma_city/GPFG01010Action_dolnit.action?tax_fee=0132



下水道課業務係

TEL 0244-24-5273

注意事項

- このサービスでは、口座振替の中止の手続きはできません。金融機関の窓口で手続きをお願いします。
- 複数の科目の口座振替を希望する場合は、科目ごとに手続きを行ってください。
- 鹿島区の「水道料金」、「下水道使用料」、「農業集落排水処理施設使用料」についての申し込み手続きはできません。
- 法人や法人名義の口座での申し込み手続きはできません。法人の場合は、金融機関の窓口で手続きをお願いします。
- 金融機関や関連事業者のシステムメンテナンスなどのため、一時的に利用できない時間があります。

問い合わせ

総務部 税務課 管理係

TEL 0244-24-5220

南相馬市Web口座振替受付サービス

[申込説明](#)
[基本情報入力](#)
[税・料金情報入力](#)
[入力情報確認](#)

Web口座振替受付サービスとは

税・料金の納付にかかる口座振替申し込み手続きをインターネットからできるサービスです。
書類作成や届出印が不要で、郵送や窓口持参の手間なく、手軽に特定の金融機関からの振替口座の設定が可能になります。

お手続きの流れ

STEP1 **基本情報入力**

口座名義人または納税者・納付義務者の氏名やメールアドレスの入力をします。

STEP2 **税・料金情報入力**

口座振替・自動払込を申込み、税・料金の情報を入力します。

STEP3 **口座情報入力**

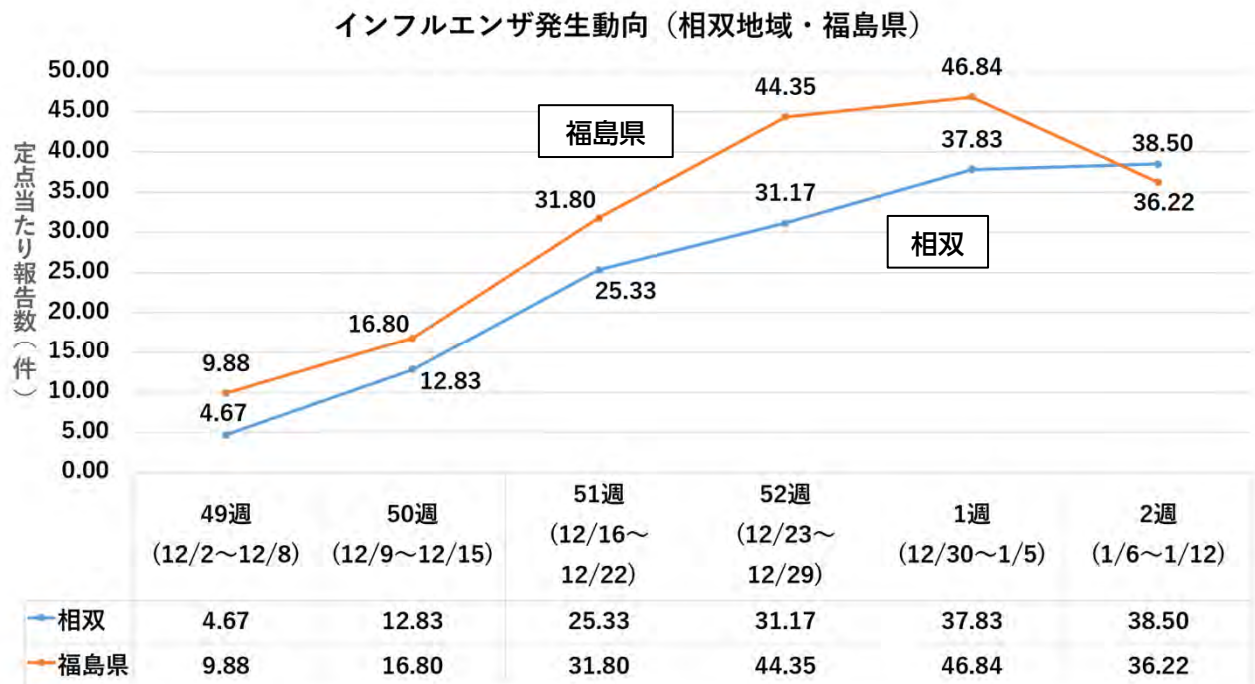
口座情報を入力いただきます。※金融機関の選択後に、金融機関サイトへ移動します。

STEP4 **登録完了**

正常に完了しましたら、登録完了メールがご登録いただいたメールアドレスに届きます。

インフルエンザ発生動向

1月20日HP更新



定点当たりの報告数については以下をご確認ください。

なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の12市町村となります。

▶ 福島県感染症発生動向調査報告(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/kansenshojoho.html>



インフルエンザ警報！！！！
基本的な感染対策をお願いします。

問い合わせ

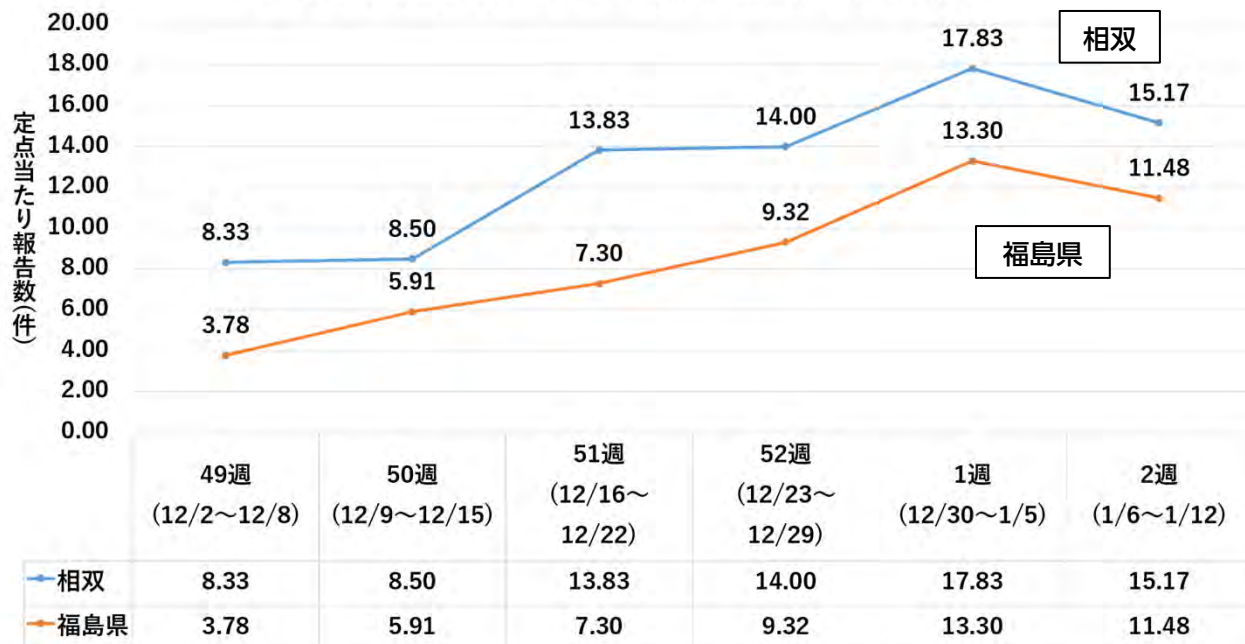
健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680

新型コロナウイルス感染症の発生動向について

1月20日HP更新

新型コロナウイルス感染症発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については、下記ホームページでご確認ください。

▶ 新型コロナウイルス感染症の発生動向について(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045i/covid19-data.html#teiten>



なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の12市町村となります。

感染対策のポイント

感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。

高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。
感染対策として「マスクの着用を含めた咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」等が効果的です。



咳エチケット



マスク着用



手洗い



換気

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680



浪江町からのお知らせ

【令和7年度採用】浪江町任期付職員の採用候補者試験のお知らせ

1月15日HP更新

1 試験職種、採用予定人員および主な職務内容

試験職種	採用予定人員	主な職務内容
一般行政1	1人	町長、副町長の秘書業務を主とし、報道機関への情報提供、式典など秘書係所管業務 ※正職員2人が秘書業務に従事しており、職員とともに秘書業務にあたっていただきます。
一般行政2	1人	除草、支障木、ハチ駆除、ゴミ集積所、仮設トイレなど、町内の環境整備に関する業務
一般行政3	1人	国民健康保険および後期高齢者医療ならびに国民年金業務 ※正職員4人が業務に従事しており、職員とともに業務にあたっていただきます。
一般行政4	1人	介護予防事業、訪問事業、要介護認定業務、高齢者福祉業務 ※正職員5人が介護関連業務に従事しており、職員とともに業務にあたっていただきます
一般行政5	1人	用地業務全般(建設課)
一般行政6	1人	用地業務全般、景観計画策定業務(市街地整備課)
一般行政7	1人	有害鳥獣対策全般、捕獲隊との連携、関連する補助事業の執行業務など
保育	1人	認定こども園での保育業務(クラス担任)

※ 受験申し込みは、一人1職種となります。
一般行政職は1から7のうち1つを選択してください。

2 採用予定時期および任用期間

原則、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間となりますが、任用期間は、職種や業務の進捗状況などにより、最長5年まで延長する場合があります。

次ページへ続きます

3 受験資格

(1) 職種別要件

試験職種	受験資格
一般行政1	特にありませんが、秘書の経験があれば、なお可
一般行政2	特にありませんが、公的機関での勤務経験があれば、なお可
一般行政3	特にありませんが、公的機関での勤務経験があれば、なお可
一般行政4	公的機関での勤務経験もしくは介護や福祉事業所での実務経験がある方
一般行政5、6	・用地取得の経験がある方 ・登記手續の経験がある方
一般行政7	・普通自動車免許 (MT車、取得見込みを含む) ・有害鳥獣対策関連企業に在籍したことがある方、または大学などにおいて動物行動学または生態学に係る学問を修めた方 (令和7年3月末までに履修見込みの方を含む)
保育	・保育士資格 ・幼稚園教諭免許 ・土曜日・日曜日、祝日の出勤にも柔軟に対応できる方

※ 最終合格決定後、資格証、修了証の写しおよび在職期間証明書などを提出していただくこととなります。(提出されないときには、内定などの取り消しを行う場合があります。)

(2) 各業務共通要件

- ① 普通自動車運転免許を有していること
- ② Microsoft WordおよびExcelを使った文書作成および表計算処理ができること
- ③ 町民の方へ親切・丁寧・粘り強く窓口や電話での対応ができること

(3) 次の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、この処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

次ページへ続きます 

4 試験方法および内容(職種共通)

試験の種類	試験種目	内容
第一次試験	書類選考	提出された書類(応募作文等)により選考
第二次試験	面接試験	第一次試験合格者を対象に15分程度の個別面接

5 申込受付期間

1月15日(水)～1月30日(木)

※ 郵送の場合は、受付期間最終日必着とします。

6 受験申込手続

受験申込先	浪江町役場 総務課 行政係 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2
提出書類 および 申し込み方法	【提出書類】 (1) 受験申込書 写真を貼り付けてください。(申込前3カ月以内に撮影・上半身脱帽・ 大きさ縦6cm×横4.5cm) (2) 職務等経歴書 (3) 受験票 写真を貼り付けてください。(申込前3カ月以内に撮影・上半身脱帽・ 大きさ縦6cm×横4.5cm) (4) 応募作文 次のテーマについて述べてください。 【テーマ】 あなたのこれまでの経験をどのように浪江町職員としての業務に活かし、 町の復興にどう貢献していきたいかを述べなさい。(500字以内) 【申込方法】 上記(1)～(4)を揃え、期限までに上記まで提出してください。 (郵送による提出も可)
申込用紙の 請求	申込用紙は、浪江町役場総務課にて交付します。 また、町ホームページからダウンロードもできます。

7 合格者の発表

試験種別	発表時期	発表方法
第一次試験	受け付け締め切りから2週間以内	受験者に郵送により可否を通知
第二次試験	第二次試験日から2週間以内	受験者に郵送により可否を通知

8 勤務条件

給与種別	内容																
給料月額	浪江町職員等の給与等に関する条例等の規定に基づき、実務経験および職責などを勘案して決定																
	◆経験年数を加算した給料額モデルケース(月額 R7.4.1現在)																
	<table><tr><th>民間経験年数</th><th>10年</th><th>20年</th><th>30年</th></tr><tr><td>大学卒</td><td>266,700円</td><td>292,500円</td><td>306,400円</td></tr><tr><td>短大卒</td><td>258,000円</td><td>274,900円</td><td>306,400円</td></tr><tr><td>高校卒</td><td>245,800円</td><td>272,200円</td><td>306,400円</td></tr></table>	民間経験年数	10年	20年	30年	大学卒	266,700円	292,500円	306,400円	短大卒	258,000円	274,900円	306,400円	高校卒	245,800円	272,200円	306,400円
	民間経験年数	10年	20年	30年													
	大学卒	266,700円	292,500円	306,400円													
短大卒	258,000円	274,900円	306,400円														
高校卒	245,800円	272,200円	306,400円														
※1 上記はモデルケースであり職務経歴などの内容により金額が変わる場合があります。																	
※2 任期中の昇給はありません。																	
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当などについては、それぞれの支給要件に応じて支給																
勤務日および時間	午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時まででは休憩) ※1 業務の状況によって超過勤務あり ※2 休日は、土曜日、日曜日および祝日																

9 その他

- (1) この試験についての不明な点は、浪江町役場総務課行政係
【電話 0240-34-0235(直通)】までお問い合わせください。
- (2) 職務内容に関するお問い合わせは、以下の各部署へお問い合わせください。
- 一般行政1 総務課秘書係 【0240-34-0239】
 - 一般行政2 住民課除染環境係 【0240-34-0228】
 - 一般行政3 健康保険課国保年金係 【0240-34-0242】

次ページへ続きます 

- 一般行政4 介護福祉課介護係 【0240-34-0226】
- 一般行政5 建設課用地係 【0240-34-0225】
- 一般行政6 市街地整備課計画係 【0240-34-0227】
- 一般行政7 農林水産課農業土木係 【0240-23-5769】
- 保育 教育総務課浪江にじいろこども園 【0240-25-8619】

(3) 申込用紙等に含まれる受験者の個人情報については、職員採用試験以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却いたしません。

▶ 申込書[PDF]

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/38282_160353_misc.pdf



▶ 職務等経歴書[PDF]

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/38282_160354_misc.pdf



▶ 受験票[PDF]

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/38282_160355_misc.pdf



▶ 作文試験用紙[PDF]

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/38282_160356_misc.pdf



▶ 提出書類チェック表[PDF]

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/38282_160357_misc.pdf



問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0240-34-0235

【申請期間が1年間延長されました】被災者生活再建支援金のご案内

1月21日HP更新

東日本大震災の地震・津波により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しく損害を受けた世帯に対し、生活の再建の支援をする被災者生活再建支援金の申請期間が**令和8年4月10日まで延長されました。**

注意 新たな制度ではありませんので、既に申請されている方はご注意ください。

▶ 被災者生活再建支援金制度のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22149.pdf>



▶ 被災者生活再建支援金申請フローチャート [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10007.pdf>



【福島県ホームページ】

▶ 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度の申請期間の延長について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/36-1.html>



支給対象世帯

地震および津波により被災した次の世帯

- A. 住宅が全壊した世帯
- B. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- C. 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※ 持ち家だけでなく、マンション、アパートなどの賃貸住宅に居住していた場合も対象となります。ただし、持ち家でも実際は居住していなかった場合は対象となりません。

支給額

次の**基礎支援金**と**加算支援金**の**合算額**となります。

※ 世帯構成員の全員が支給前に亡くなられた場合、支援金は相続の対象とならないため、支給されません。

■ 基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給されるもの

次ページへ続きます 

住宅の被害程度	全壊(A)	大規模半壊(B)	半壊解体(C)
単数世帯	75万円	37.5万円	75万円
複数世帯(2人以上)	100万円	50万円	100万円

※ 一度大規模半壊(B)の申請をした後、やむを得ず解体した場合は、半壊解体(C)の区分になるため、再申請に基づき差額が支給されます。

■ 加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給されるもの

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円
複数世帯(2人以上)	200万円	100万円	50万円

※ 公営住宅は加算支援金の対象外となります。

※ 一度住宅を賃借した後、建設・購入または補修をした場合は、再申請に基づき差額が支給されます。

住家の被害程度判定について

被災者生活再建支援金の申請の前に家屋調査が必要となります。

住家の被害程度の判定は、住民課税務管理係で行っています。

▶ 住家の被害調査並びに災証明書について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/3/250701risai.html>



基礎支援金「半壊解体」の申請について

被災者生活再建支援金・基礎支援金「半壊解体」申請は、建物り災証明書記載の被害の程度が「半壊」もしくは「大規模半壊」と判定された世帯が対象で、家屋の解体完了後に申請可能となります。

※ 解体完了後、環境省からリストが町に送付されるまで相当な時間を要しますのでご了承ください。

申請に必要な書類

「被災者生活再建支援金支給申請書」に必要な書類を添えて提出してください。

▶ 被災者生活再建支援金支給申請書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22150.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 被災者生活再建支援金支給申請書(記入例) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21323.pdf>



※ 必要書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

■ 基礎支援金の必要書類

- 住民票(世帯全員分)【原本】(世帯主氏名および続柄が記載されているもの)

- 建物り災証明書【原本】(住宅の被害調査によるもの)

▶ 住家の被害調査並びにり災証明書について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/3/250701risai.html>



- 解体証明書【原本】(半壊解体の申請のみ必要)

※解体証明書の発行には、下記の解体証明書交付申請書を住民課除染環境係へ提出してください。

▶ 解体証明書交付申請書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/11636.pdf>



▶ 解体証明書交付申請書(記入例) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/11637.pdf>



- 預金通帳の写し(金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義人【カタカナ】が記載されているもの)

※ 「建物り災証明書」と「解体証明書」は、賃貸住宅にお住まいだった場合でも取得できます。

■ 加算支援金の必要書類

- 住宅の建設、購入、補修、賃借などに係る契約書の写し
(建設・購入の場合は、建物所在地、規模、取引金額、工期、引き渡し日、契約締結日、契約者の住所・名前・押印の記載がある部分の写し)
- 預金通帳の写し(基礎支援金と別に申請した場合、前回と同じ口座であっても必要)
- 建物の登記簿謄本の写し(※建物の登記が完了している方)

申請期限

- 基礎支援金の場合：**令和8年4月10日**(災害のあった日から13カ月+168カ月間)
 - 加算支援金の場合：**令和8年4月10日**(災害のあった日から37カ月+144カ月間)
- ※期間については国が定めるものです。今後も町は国へ期間の延長を求めています。

次ページへ続きます 

申請方法

■ 窓口での申請

浪江町役場住宅水道課または各出張所(福島・二本松・いわき)の窓口にて申請できます。

※ 申請に必要な書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

■ 郵送での申請

〒979-1592

双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

※ 申請に必要な書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

浪江町公式YouTubeチャンネルから

今年も豊漁でありますように！ 請戸漁港出初式が開催 🐟

1月2日、晴れ渡る空のもと、新しい年における海上の安全と豊漁を祈願する「請戸漁港出初式」が開催されました。

請戸漁港での神事、出港の様子のほか、

今回は、特別に出航する漁船に乗船させていただき、船からの様子もご覧いただけます！

▶ <https://youtu.be/dOj1IClDOMM>



「あるけあるけ初日詣大会」の様子をご覧ください！

毎年恒例、1月1日に開催される「あるけあるけ初日詣大会」の様子を、町公式YouTubeチャンネル「なみえチャンネル」で公開しました。

人生で初めて初日の出を見るために浪江町に来たという参加者さん、震災前から参加しているという町民さん、請戸の浜で太鼓や神楽を披露してくださった出演者の皆さんなど、リアルな声もご覧いただけます。

◆浪江町の初日の出を！あるけあるけ初日詣大会2025

▶ <https://youtu.be/OxeDjkkXfUA>





双葉町からのお知らせ

双葉町長選挙立候補届出状況(令和7年1月26日執行)

1月16日HP更新

令和7年1月26日執行の双葉町長選挙の立候補状況をお知らせいたします。

告示日の1月16日に届け出のあった候補者の総数が、選挙すべきである定数(1人)を超えなかったため、無投票となりましたのでお知らせいたします。

なお、**双葉町議会議員一般選挙は行われますので、忘れずに投票をお願いします。**

▶ 双葉町長選挙 立候補届出状況 [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15646/070126_chouchou_rikkouhotodokede.pdf



双葉町議会議員一般選挙立候補届出状況(令和7年1月26日執行)

1月16日HP更新

令和7年1月26日執行の双葉町議会議員一般選挙の立候補届出状況をお知らせいたします。
立候補者については次のとおりです。

▶ 双葉町議会議員一般選挙 立候補届出状況 [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15645/070126_giin_rikkouhotodokede.pdf



任期満了に伴う双葉町議会議員一般選挙が令和7年1月16日告示、1月26日投票で行われます。

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124



福島県復興公営住宅の内覧について (令和6年度第6回募集)

福島県復興公営住宅のうち、入居対象を一般県営住宅の入居対象者まで拡大している以下の団地については内覧が可能です。

第6回募集(2月3日～12日の募集)に向け内覧を希望される方は、以下によりお申し込みください。

募集戸数は1月27日(月)に県のホームページに掲載予定です。

■内覧対象団地、内覧日時および内覧住戸

団地名	所在地(代表住所)	内覧日時	内覧住戸
石倉団地	二本松市油井字石倉68	1月30日(木) 集合時間 14:00 内覧時間 14:00～16:00	5号棟 302号室 3LDK 5号棟 307号室 2LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666316.pdf		
	(案内図) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666973.pdf		
壁沢団地	川俣町壁沢23	1月31日(金) 集合時間 14:00 内覧時間 14:00～16:00	14号棟 1号室 2LDK (2戸1棟2階建) 27号棟 2号室 3LDK (2戸1棟2階建)
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666317.pdf		
	(案内図) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666843.pdf		
古川町団地	会津若松市古川町3-10	1月30日(木) 集合時間 11:00 内覧時間 11:00～12:00	1号棟 204号室 3LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666318.pdf		
	(案内図) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666450.pdf		

次ページへ続きます 

団地名	所在地(代表住所)	内覧日時	内覧住戸
年貢町団地	会津若松市門田大字年貢町字大道東444-1	1月30日(木) 集合時間 9:00 内覧時間 9:00～10:00	1号棟 209号室 3LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666319.pdf (案内図) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666480.pdf		 
北原団地	南相馬市原町区北原字前田128-1	2月1日(土) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	6号棟 111号室 3LDK 6号棟 207号室 2LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666321.pdf (案内図) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666452.pdf		 
牛越団地	南相馬市原町区牛越字辻内1-3	2月1日(土) 集合時間 13:30 内覧時間 13:30～15:30	6号棟 102号室 3LDK 6号棟 204号室 2LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666322.pdf (案内図) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666479.pdf		 
高萩団地	いわき市小川町高萩字小路尻30-1	①1月30日(木)～31日(金) 【午前】 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00 【午後】 集合時間 13:00 内覧時間 13:00～15:00 ※午前か午後を選択	51号棟 3LDK(戸建て2階建) 54号棟 1号室 3LDK(2戸1棟2階建)
		②2月1日(土)～2日(日) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/666323.pdf (案内図) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/667025.pdf		 

次ページへ続きます 

■申し込み期限

1月28日(火) 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く

■申し込み方法

復興公営住宅入居支援センターへ電話で以下の内容をお伝えの上、お申し込みください。

- (1)内覧を希望される団地名
- (2)内覧される方の代表者氏名と連絡先
- (3)参加者数
- (4)駐車場の要否

■内覧に当たっての注意

- 他の入居者さまがお住まいですので、内覧は静かにご覧ください。
- お子さまがいらっしゃる場合は目を離さないようお願いします。
- トイレは使用できません。あらかじめ済ませてからお越しください。
- 住戸内は飲食禁止です。
- 角のある物品は携行しないなど、建物に傷や汚れをつけないようご配慮願います。
- 写真撮影は、住戸内は可能ですが、住戸の外は入居者が生活していますので、撮影をお控え願います。
- 自動車でお越しの方は、団地内の走行は徐行を厳守し、指定の区画番号の場所に駐車してください。
- スリッパを各自ご用意ください。

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2025.1.22現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511